- Q 夫婦の離婚、養親子の離縁、子どもの認知など、 夫婦,親子等の関係について争いがあるとき, 家庭裁判所では、どのような手続を利用できま すか?
- A そのような争いは、基本的に話合いにより解 決するのが適当だと思われますので、まずは、 家事調停を申し立てていただくことになります(家 事調停についての詳しいことは、リーフレット「家 事事件のしおり | をご覧ください。)。家事調停 で解決ができない場合に、人事訴訟を起こすこ とになります。

Q 人事訴訟とは、どのようなものですか?

A 夫婦、親子等の関係についての争いを解決す る訴訟を,「人事訴訟」と言います。

人事訴訟のうち、代表的なものは離婚訴訟です。 離婚訴訟では、財産分与や子どもの養育費、年 金分割の割合などについても家庭裁判所で同時 に決めてほしいと申し立てることができます。 また、離婚訴訟とともに、離婚に伴う慰謝料を 求める訴訟を起こすこともできます。

Q 人事訴訟は、家事調停とどう違うのですか?

A 家事調停は、調停委員会が当事者双方の話合 いを進め、合意による円満な解決を目指す手続 ですが、人事訴訟は、当事者双方が言い分を述 べ合い、言い分を裏付ける証拠を出し合った上で、 裁判官の判決による解決を図る手続です。家事 調停は非公開ですが. 人事訴訟は特別な事情が ある場合を除いて公開の法廷で行われます。

Q 人事訴訟は、どこに起こせばよいのですか?

A 原則として、当事者(離婚であれば夫または妻) の住所地を受け持つ家庭裁判所です。ただし. その家庭裁判所と人事訴訟を起こす前に家事調 停を取り扱った家庭裁判所とが違う場合は、家 事調停を取り扱った家庭裁判所で人事訴訟を取 り扱うこともあります。

- Q 人事訴訟を起こすには、どうすればよいので すか?
- A 訴状, 手数料, 郵便切手, 戸籍謄本などが必 要です。手数料や郵便切手の額、必要な書類及 び部数については、窓口でお尋ねください。なお、 家庭裁判所では、 定型的な離婚の訴状用紙とそ の説明書を用意しています。
- Q 人事訴訟を起こされたときは、どうすればよ いのですか?
- A 家庭裁判所から、訴状や、期日の呼出状など が届きます。相手の言い分に反論して自分の言 い分を示すために、答弁書を提出して、呼出状 に記載された期日に裁判所にお越しください。 なお、家庭裁判所では、定型的な離婚の答弁書 用紙とその説明書を用意しています。

日本司法支援センター法テラスのご案内

http://www.houterasu.or.jp/



法的トラブルで困った時には 0570-078374

平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

※固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税 別)で通話することができます。

※PHS·IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。 ※ウェブサイトから、電子メールによる問い合わせも受け付けています。

◆裁判所ウェブサイトのご案内

裁判所

http://www.courts.go.jp/

人事訴訟事件の手続に関するご案内や、定型的な離婚 の訴状・答弁書用紙とその記入例を提供しています。

◆家事手続情報サービスのご案内

2 0 5 7 0 - 0 3 1 8 4 0

ファクシミリ機能付き電話で、 音声案内に従って次のコ ード番号をプッシュしてください。

離婚の訴状 離婚の答弁書用紙

コード番号 7601 コード番号 7602

※1分10円(税別)の通話料金のみでご利用いただけます。 (携帯電話や公衆電話等の場合は、料金が異なります。)

平成23年4月 最高裁判所

ご存じですか? 人事訴訟

家庭裁判所は、夫婦、親子等の関係についての争いを 解決するための裁判所です。



家庭裁判所

人事訴訟の流れ(離婚訴訟の例)

家事調停

・合意による円満な解決 を目指す手続です。



【調停不成立など】

・家事調停によって 解決ができない場 合に,人事訴訟を 起こすことになり ます。

【調停成立】

「訴えの提起から審理まで)

【訴えの提起】

- ・原告 (訴えを起こす人) は、以下のもの を提出する必要があります。
 - ①訴状
 - ②手数料(収入印紙)
 - ③郵便切手
 - ④戸籍謄本 など
- ・訴状には、請求の趣旨(判決の結論として求める事項)やその原因となる事実を 記載します。
- ・手数料や郵便切手の額は、家庭裁判所にお問い合わせください。



【答弁書の提出】

- ・被告 (訴えを起こされた人) は、答弁書を提出します。
- ・答弁書では、訴状の内容を認めるか認め ないかを明らかにし、認めないときには その理由などを記載します。



「家庭裁判所における主な審理」

【口頭弁論】

・原告と被告それぞれが、事前に提出した書面に基づいて主 張を述べ、主張を裏付けるための証拠を提出します。

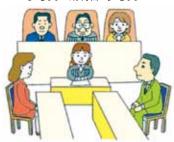
【争点・証拠の整理】

・争いとなっている点を確認し、争点について提出されている証拠を整理します。

【証拠調べ】

・争点について判断するために, 法廷で当事者から事情を聴く(当事者尋問) などの証拠調べを行います。

参与員 裁判官 参与員



通常,数回の期日を開いて,上のような手続を進めます。

参与員が、審理や和解の試み に立ち会い、意見を述べるこ とがあります。

参与員は、一般国民の良識を 審理に反映させるために国民 の中から選ばれた非常勤の国 家公務員であり、秘密を守る 義務があります。

【事実の調査】

・子どもの親権者の指定などについて、家庭裁判所調査官が行動科学の知識や技法を用いて、調査をすることがあります。

家庭裁判所調査官





【和解】

・合意ができれば、和 解によって解決する ことができます。



【和解の試み】

【判決】

・裁判官の判決によって争いを解決します。

